

障害者支援施設「高松園」建設設計業務に係る公募型プロポーザル

実施要領

I 本プロポーザルの目的

高松園建設事業においては、限られた敷地を有効活用し、高松園の利用者が「自分の家」にいる感覚で、生きがいが見いだせ、健康で生き活きと過ごせ、社会と繋がる施設を目指して設計するに当たり、選考方法の公平・公正性を確保しつつ、「高松園施設整備計画」に則った施設整備の実現に向け、本事業趣旨を理解した優れた設計者を選定するため、公募型のプロポーザル方式により広く技術提案を求め、本事業に最も適した設計業務委託候補者（以下「設計候補者」という。）を選定することを目的とします。

II 一般事項

- 1 名称 障害者支援施設「高松園」建設設計業務に係る公募型プロポーザル
- 2 主催者 社会福祉法人 洗心会
- 3 選定方式 本プロポーザルは2段階の選定方式とします。
- 4 事務局 社会福祉法人 洗心会 事務局
〒988-0053 宮城県気仙沼市田中前4丁目7-9
電話番号 0226-29-6560 F A X 番号 0226-24-8556
電子メールアドレス sensin-honbu@cup.ocn.ne.jp
ホームページ [社会福祉法人 洗心会 \(sensinkai-kesenuma.or.jp\)](http://sensinkai-kesenuma.or.jp)

III 参加申込者の資格要件等

1 参加申込者の資格要件

本プロポーザルに参加を申し込む建築設計事務所（以下「参加申込者」という。）の必要な資格は、参加申込書の提出期限時点において次の各号に該当することとします。なお、参加申込者は、単体企業とします。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (2) 平成24年12月1日以降に、国又は地方自治体、社会福祉法人等の障害者施設（入所又は通所施設で新築、増築、改築の対象延べ面積600㎡以上のものに限る。）に係る基本・実施設計業務を元受けとして受注し、完了した実績を有する者であること。
- (3) 宮城県建設関連業務競争入札参加資格承認者名簿（業種「建築設計」に限る。）に登録された者であること。

- (4) 宮城県内に本社（店）、支社（店）又は営業所があること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続き開始の決定、民事再生法にあっては再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 本プロポーザル公告日時時点で、宮城県建設工事入札参加登録者等指名停止要領に基づく入札参加指名停止措置を受けていない者であること。

2 参加申込者の参加形態

- (1) 参加申込は、管理技術者及び総合、構造、電気、機械の各業務分野を分担する主任担当技術者から構成される「設計チーム」によって行うこととします。
- (2) 当該「設計チーム」の各構成員は、以下の要件を満たす者とします。なお、各構成員は参加申込者及び協力事務所に所属する者であって、それぞれ 3 ヶ月以上の雇用関係を有することとします。
 - ① 管理技術者
 - ア 参加申込者に所属する一級建築士とします。
 - イ 上記 1（2）の実績を有する者とします。
 - ウ 構造の主任担当技術者との兼務を認めます。
 - ② 総合の主任担当技術者
 - ア 参加申込者に所属する一級建築士とします。
 - イ 構造の主任担当技術者との兼務を認めます。
 - ③ 構造の主任担当技術者
 - ア 参加申込者又は協力事務所に所属する構造一級建築士又は一級建築士、二級建築士とします。
 - イ 管理技術者又は総合の主任担当技術者との兼務を認めます。
 - ④ 電気の主任担当技術者
 - ア 参加申込者又は協力事務所に所属する電気技術者とします。
 - イ 機械の主任担当技術者との兼務を認めます。
 - ⑤ 機械の主任担当技術者
 - ア 参加申込者又は協力事務所に所属する機械技術者とします。
 - イ 電気の主任担当技術者との兼務を認めます。
- (3) 当該「設計チーム」の各構成員は、他の「設計チーム」の構成員を兼ねることはできません。（※参加申込者において各構成員へ他の「設計チーム」の構成員となっていないことを確認すること）。
- (4) 同一の参加申込者からの設計チームは、1 チームに限ります。
 - ※ 協力事務所は、建築士法（昭和 25 年法律第 202）第 2 3 条の規定による建築士事務所とします。
 - ※ 一級建築士、構造一級建築士、二級建築士は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく資格を有し、かつ同法に基づく定期講習を受講している者とします。

IV 評価・選定

1 審査

参加申込書及び技術提案書の審査は、本法人の役員、法人職員、その他から選出された判定員（5名程度）で組織する「判定委員会」により行います。

2 評価・選定方式

(1) 第1段階（プロポーザル提案者の選定）

判定委員会は、障害者支援施設「高松園」建設設計業務に係る公募型プロポーザル評価・選定基準（別添2、以下「評価・選定基準」という。）に基づき参加申込書の内容を評価し、参加申込者の中から評価得点上位5位までを技術提案書の提出予定者（以下「プロポーザル提案者」という。）として選定し、技術提案書の提出を求めます。

ただし、参加申込者の総数が5者以下の場合は、全ての参加申込者をプロポーザル提案者とします。

(2) 第2段階（設計候補者の選定）

判定委員会は、プロポーザル提案者から技術提案書の内容に関するヒアリングを行った上で評価・選定基準に基づき評価し、審議の上設計候補者及び次点の設計候補者を選定します。

なお、ヒアリングの実施方法等については、プロポーザル提案者に別途通知します。

(3) 技術提案を求める評価テーマ

課題1 「建設地の環境特性や利用者の居住・活動を考慮した施設配置及び動線計画の考え方」

<参考考慮事項>

- 建設地の狭隘性（既存園舎運営継続のため）や高低差を考慮した配置・動線計画
- 利用者の居住環境や創作活動、機能維持、余暇活動を考慮した配置・動線計画
- 職員の見守りや支援動線を意識した配置・動線計画
- 建設工事中における、既存園舎運営への影響
- その他（独自の視点）

課題2 「「自分の家」にいるような、人が行きかい、温もりがある空間計画の考え方」

<参考考慮事項>

- 利用者のプライバシーと共同生活を考慮した計画の考え方
- 唐桑の湾を望む景観を考慮し計画の考え方
- 木質化による温もりや自然環境を考慮した計画の考え方
- 車椅子、高齢化、バリアフリーを考慮した施設の考え方
- 福祉避難所や地域交流を意識した施設機能の考え方
- その他（独自の視点）

3 選定結果の発表

第1段階の選定結果については令和4年12月27日（火）午後1時（予定）に、第2段階の選定結果については令和5年1月27日（金）午後1時（予定）に、それぞれ本法人HPにて公表します。なお、選定結果の公表は、プロポーザル提案者、設計候補者、次点の設計候補者の名称のみとし、評価内容の公表は行いません。

4 その他

本プロポーザルは設計候補者を選定するものであり、技術提案書を設計案として決定するものではありません。

V 手続等

1 実施要領の入手

本プロポーザルの参加申込方法等を含む実施要領及び様式等は、本法人HPから出力してください。

2 参加申込等

(1) 参加申込

本プロポーザルの参加申込者は、参加申込書・技術提案書作成要領（別添1）に従い、参加申込書（様式2-1・2 ※設計事務所・設計チームの資格・業務実績等を証明する書類を含む。以下「参加申込書等」という。）を提出してください。

① 申込場所：本法人事務局

② 申込期間：令和4年12月1日（木）から令和4年12月22日（木）午後3時まで
最終日以外は土・日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時まで
電子メールの場合は、申込最終日の午後3時までの着信とします。

③ 申込方法：持参又は本法人へ電子メールでの送信とします。

持参の場合は、参加申込書等のほか、同書等をPDFファイルに変換したデータを同時提出してください。

電子メールの場合は、件名には、「**高松園**設計公募型プロポーザル参加申込書」と表記し、参加申込書等の書類をPDFファイルに変換し添付してください。（本法人から、着信確認済みのメールを返信します。）

(2) 技術提案書の作成、提出方法等

技術提案書を提出できるのは参加申込者のうち第1段階で選定されたプロポーザル提案者とし、判定委員会から技術提案書の提出要請の通知（以下「要請通知」という。）を行います。

① 提案書：1チームにつき1提案に限ります。

② 提出場所：本法人事務局

③ 提出期間：令和4年12月28日（水）から令和5年1月23日（月）午後3時まで
最終日以外は土・日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時まで
電子メールの場合は、提出最終日の午後3時までの着信とします。

④ 提出方法：持参又は本法人へ電子メールでの送信とします。

持参の場合は、技術提案書のほか、同書をPDFファイルに変換したデータを同時提出してください。

電子メールの場合は、件名に「**高松園**設計公募型プロポーザル技術提案書」と表記し、技術提案書をPDFファイルに変換し添付してください。（本法人から、着信確認済みのメールを返信します。）

(3) 質問

本プロポーザルの参加申込書及び技術提案書についての質問は、質問書（様式1）により提出してください。

① 提出場所：本法人事務局

② 提出期間：令和4年12月1日（月）から令和4年12月12日（月）午後3時まで

最終日以外は土・日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5まで
電子メールの場合は、提出最終日の午後3時までの着信とします。

③ 提出方法：持参又は本法人へ電子メールでの送信とします。

持参の場合は、質問書のほか、同書をPDFファイルに変換したデータを
同時提出してください。

電子メールの場合は、件名に「**高松園**設計公募型プロポーザル質問書」
と表記し、質問書をPDFファイルに変換し添付してください。（本法人
から、着信確認済みのメールを返信します。）

④ 回 答：令和4年12月16日（金）午後3時（予定）

本法人HPに掲載します。

なお、質疑事項の内容により回答できない場合があります。

VI プロポーザルの日程（予定）

本プロポーザルは、次の日程で行います。

項目	手 続 等	日 程
1	実施要領等の配付	令和4年12月1日（木）から 令和4年12月22日（木）午後3時まで
2	質問書の提出	令和4年12月1日（木）から 令和4年12月12日（月）午後3時まで
3	質問に対する回答	令和4年12月16日（金） 本法人公式ホームページにて公表
4	参加申込書の提出期限	令和4年12月22日（木）午後3時まで
5	第1段階審査	令和4年12月26日（月）
6	第1段階選定結果の通知・公表 第2段階への参加要請通知	令和4年12月27日（火） 本法人公式ホームページにて公表
7	技術提案書の提出期限	令和5年1月23日（月）午後3時まで
8	ヒアリング及び第2段階審査	令和5年1月26日（木）
9	第2段階選定結果の通知・公表	令和5年1月27日（金） 本法人公式ホームページにて公表
10	契約締結予定	令和5年2月上旬

VII 設計業務委託

1 業務委託契約

設計候補者と随意契約により設計業務委託契約を締結することを基本とします。なお、設計候補者との契約ができない場合は次点の設計候補者との契約とします。

2 業務内容

- (1) 業務委託名 障害者支援施設「高松園」建設設計業務
- (2) 業務概要 建築設計業務委託特記仕様書（添付3）のとおり
- (3) 履行期限 令和5年2月から令和5年12月28日まで

3 設計業務委託限度額

基本・実施設計委託料 38,762,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、上記金額は契約金額の限度額を示すものであり、本法人がこの金額で契約することを約束するものではありません。

4 管理技術者等

本業務委託の受託者の管理技術者及び各業務分野の担当者は、参加申込書（様式2-2）に記載した設計チームの管理技術者及び各業務分野の主任担当技術者をそれぞれ選任するものとします。

VII 著作権及び提出図書の取扱い

1 著作権の帰属

提出された技術提案書の著作権は、参加申込者に帰属するものとします。

なお、著作権が第三者に帰属する著作物の使用の責は、参加申込者に全て帰するものとします。

2 技術提案書の取扱い

提出された技術提案書の一般への公表・展示は行いません。

前項の規定にかかわらず、本法人が必要と認める場合に、本法人は提出された技術提案書の全部又は一部を無償で使用することができるものとします。

VIII 経費の負担

参加申込者が本プロポーザルの参加（技術提案書の作成及び提出を含む。）に要した全ての経費は、参加申込者の負担とします。

IX 失格

次の各号に該当した場合は、失格となる場合があります。

- (1) IIIの参加申込者の資格要件等に違反した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 「実施要領」の基本的な条件に違反した場合
- (4) 参加申込書提出後、宮城県の入札参加指名停止措置を受けた場合

XI その他

- (1) 本法人は、VIII 2 の場合を除き、提出書類を無断で使用しないものとします。
- (2) 本法人は、設計候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、提出書類の複製を製作することができるものとします。
- (3) 参加申込書（様式2-2）に記載された管理技術者及び各主任担当技術者は、病気、死亡等の特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、変更することはできません。

- (4) 提出された書類は、返却しません。
- (5) 書類等の作成において使用する言語、通貨、時刻及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に規定された単位に限ります。
- (6) 締め切りを過ぎてからの書類の訂正、差し替えは、認められません。
- (7) 提出された書類の内容により、必要に応じ追加資料の提出を求めることがあります。